

老朽化した危険な空き家の除却を補助します

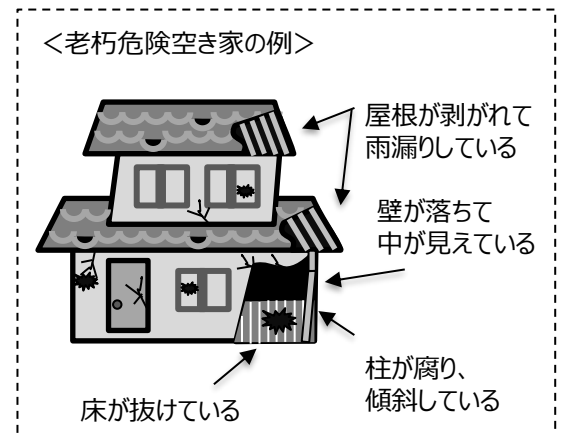
高松市老朽危険空き家除却支援補助事業

周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある老朽化し危険な空き家の取り壊し（除却）に対し、補助金を交付します。

■ 対象となる空き家

次の要件を全て満たす空き家（住宅）が対象となります。

- 市内に存する老朽危険空き家で、住宅の腐朽破損の程度が市の定めた基準[※]を超えていること
 - 周辺の生活環境に悪影響を与えていること、又はそのおそれがあること
 - 補助金の交付決定の日において、除却工事に着手していないこと
 - 補助金の申請年度の1月末日までに除却工事の完了が見込まれること
 - 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないもの
 - 不動産の販売や貸付を業とする者が、当該業のために除却を行うものでないこと
- ※ 住宅地区改良法施行規則第1条第1項各号に掲げる住宅の区分に応じこの各号に定める別表において、構造一般の程度及び構造の腐朽又は破損の程度の評点の合計が100点以上の住宅。



■ 対象となる方

次に掲げるいずれかの方が対象となります。ただし、過去に当補助金の交付を受けたことがある方や、その方と同一世帯に属する方、同一世帯員に市税の未納付がある方等は対象となりません。

- 補助対象となる空き家を所有している方又はその法定相続人
 - 上記の方から除却について同意を得ている方
- ※ 住民税非課税世帯枠の補助対象者は空き家を所有している方に限ります。

■ 対象となる工事

高松市内に事業所を置く事業者[※]が行う除却工事が対象となります。ただし、家屋の一部を除却する工事や住宅の建替えを目的とした工事は対象となりません。

※ 建設業の許可（土木、建築又は解体）又は建設リサイクル法に基づく解体工事業者の登録を受けた者に限ります。

■ 補助額等

【通常枠】

- 補助対象事業費又は国が定める標準除却工事費のいずれか少ない額の3分の1
- 限度額：50万円（予定件数 36件程度）

【住民税非課税世帯枠】

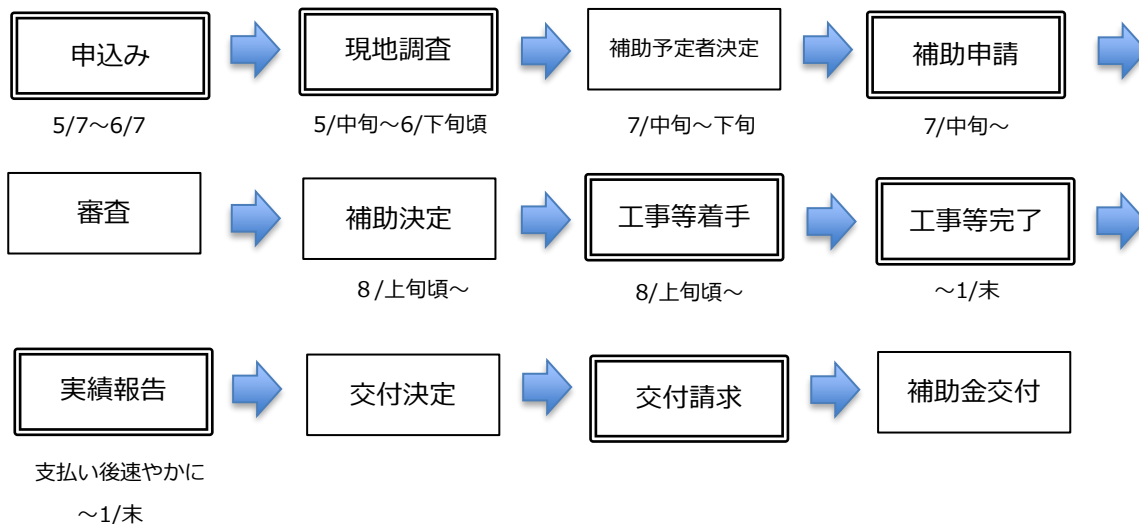
- 補助対象事業費又は国が定める標準除却工事費のいずれか少ない額の5分の4
- 限度額：120万円（予定件数 6件程度）

■ 申請について

- 補助申請の申込みは、5月7日（火）から6月7日（金）の間で受け付けます。
- 申込みには、申込書と補助対象工事の見積書（内訳がわかるもの）を提出していただきます。
- 補助は予算の範囲内となりますので、予算を超える申込みがあった場合は抽選とします。
- 予算額を超えない場合は、9月9日（月）から11月15日（金）の間で先着順で受け付けます。
- 申込みの結果、補助予定者と決定された場合は、補助申請を行っていただきますが、申請には、補助金交付申請書のほか以下の書類が必要となります。なお、場合によっては、別途必要となる書類がありますので、詳しくは事前相談や申込みの際にお問い合わせください。
 - ・ 除却工事実施計画書（指定の様式があります。）
 - ・ 建物平面図（延床面積及び対象床面積が確認できるものに限りませ。）
 - ・ 補助対象住宅の所有権が確認できる書類（登記簿謄本等）
 - ・ 補助対象住宅の所有者以外の者による申請の場合は、所有者の同意書
 - ・ 申請者世帯全員の住民票の写し（申請者が本市以外に住所を有する場合に限りませ。）

■ 補助金交付の流れ

（凡例 : 申込者が行う手続き等）



【ご注意ください】

- 補助決定を受ける前に、工事に着手すると補助金を受けられません。
- 工事の請負金額・工事内容・請負業者が変わる場合は、変更申請が必要となります。
- 工事は、申請年度の1月末日までに完了しないと補助金を受けられません。

上記以外の要件もあります。詳しくは、高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱又は住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱（くらし安全安心課ホームページに掲載）を御覧いただくか、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

くらし安全安心課 電話 087-839-2555